

法務ページ

2023.2 Vol.178

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

山陰地方では節分に「くじら」を食べる風習があるそうです



徒然なるままに Vol.136

廃品回収



皆さん、こんにちは。

先日読んだ本にモノを整理しておくのとストレスがたまらないとありました。偶然、妻に、積ん読していた本を強制的に片づけられたことがあり、あら不思議、気分がすっきりした社労士の妹尾です。妻のストレスも解消したことでしょ^^;

片づけといえば、先日、三男坊の小学校のPTAで廃品回収を行いました。早朝寒い中、三男坊と一緒に軽トラックで回収に行きましたが、私たちの地区は34世帯を、3組の家庭で担当しているため慌ただしい回収作業でした。これから子どもの数が減ってくると親の負担が増えてくるため回収の方法も検討しなければいけません。朝から三男坊と奉仕活動で汗を流し、充実した一日でした。!(^^)! (妹尾 悟)



知っ得！ 人事労務トピックス



●デジタルマネーの給与支払いと誤解

■デジタルマネーとは？

労働基準法施行規則が改正され、4月1日よりデジタルマネーによる給与支払いが可能となります。

デジタルマネーといってもSuicaなど交通系電子マネーなどは対象外。資金移動業といわれるデジタルマネー口座に入金したお金を出金することが可能なものに限られます。(PayPayマネー、LINEマネー等)

■デジタルマネーのメリット

デジタルマネーのメリットは、振込手数料を削減できる(可能性がある)こと。また、労働者側からは、自分の銀行口座からデジタルマネー口座に送金する手間が省け、ポイント還元を受ける可能性もあるため人や定着率に多少、影響があるかもしれません。

ただし、法の施行は4月1日ですが、指定業者の許可に数ヶ月かかるため、実際は夏ぐらいから始まると予測されています。

腰痛



こんにちは。スタッフの妹尾由美です。

最近ちょっとした体の不調が続いています。あ～歳のせいかな～、とも思うのですが、なんとかしたいものです。

まず、腰が痛い。腰を曲げると特に痛くておなかに力が入りません。考えてみたら、最近ストレッチも運動もしていない、緊張することも多い、ウエストも大きくなっている、腹筋背筋もない、姿勢も悪い…と色々思い当たるところが。そんな時、ストレッチで腰痛肩こり改善！のTVが目に入ったので、「しなさい！」ということかなと、昨日からし始めているのですが、治ればいいな…。あと、腰回りがかゆいです。かなりの乾燥です。きりなくあるのですが、少し自分の体を労わろうと思えました。(妹尾 由美)

節分



こんにちは、スタッフの筒井です。

私たちにとっての節分は2月の行事です。でも、本来の節分の意味を考えると、節分は、実は年4回、季節の節目である立春・立夏・立秋・立冬の前日のことを言うそうです。

毎年、節分の日には、一年の厄を払うために豆まきを行うのが最も一般的ですが、最近は豆まきと併せて、恵方巻きをその年の恵方に向けて丸かぶりする風習も全国的に行われています。

我が家も、豆まきより恵方巻きの丸かぶりを行いますが、どこのスーパー・コンビニで買おうか、毎年迷ってしまいます。今年の恵方は、「南南東」です。無言で一氣に丸かぶり、できるかな。(筒井 浩美)